

# 花菖蒲ノ會會報

花菖蒲ノ會は神社本庁の近年の運営状況に恣意的、独善的な傾向が強くなってゐることを憂ひ、これを改善するには総長以下の執行部の刷新が必要と考へてきました。

そのためには評議員会を基本に、自由な発議や討論がされるべきですが、それがゆるされぬ強引な運営が継続し、統理様の権限まで無視する状況となりました。

やむなく菅原理事が統理様の指名が有効であることを明確にすべく提訴しましたが、旭川地裁、東京地裁ともに不本意な判決となりました。神社本庁の基本的人事を裁判所の判断に委ねるのは本意ではありませんが、評議員会での自由な議論がなされない中では他に方途がなく、年末年始の繁忙期ながら札幌高裁、東京高裁に控訴して裁判が継続してゐます。

今回は、一月十一日の札幌高裁での審問を傍聴した前田孝和氏の報告（「神社新報」掲載を想定して執筆されましたが、掲載されませんでした。）を掲載し、本問題への皆様のご理解を深めていただくこととします。

現在、札幌在住の私は、令和五年一月十一日午後二時、札幌高等裁判所（民事）で開廷の「保全抗告事件」の審問期日を傍聴した。抗告人は神社本庁理事菅原高穂氏（北海道旭川・旭川神社宮司）、被抗告人は神社本庁である。

この仮処分裁判では、昨年五月の評議員会以降、二度にわた



令和5年  
1月25日  
第8号

それとも議決が必要とされるのか、これらのいづれが有効であるのか、を問ふものである。

裁判長は双方の代理人（抗告人は塩谷崇之弁護士・埼玉県秩父市の今宮神社宮司、被抗告人は小川尚史弁護士・東京都神社庁顧問弁護士）と協議し、今後の日程と和解の可能性、争点を浮き彫りにした。

双方の抗告理由補充書、反論書の提出（最終が三月三日）を経て、審理終結となり、私見だが裁判所の判断は四月前後には出されるかもしれない。

和解については、双方の厳しいとの発言を受けて裁判長は断念し、裁判長としての判断を下すことになった。

争点は、至って明快だった。東京高等裁判所で係争中の「代表役員の地位確認請求控訴事件」（原告・被告とも同じ）と同様である。

それは神社本庁規第十二条第二項「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」とは、統理の指名によるものか、それとも役員会における多数決が優先されるべきか、あるいは、「議を経て」は議論のみでよいのか、

にかかはる重大事で、設立以来の神社本庁の本質が問はれる危機的一大事件であると痛感した。

だが、大事件との認識が、神社界に共有されてゐないところに問題がある。その原因は、多くの人々が無関心であることが第一であるが、その背景には限定的な情報の伝達しかなく、中央のことは我関せずであること、更にこの争ひが党派的な意味合ひを持たされてゐるため一方に与して「トバッチリ」を受けたくないとの意識が強いこと――などが挙げられよう。

しかし、事ここに至っては、無関心であることこそが一番の問題であると断言したい。

神社本庁のあり方、運営に重大な責任が課せられてゐる神社本庁評議員各位に強く問ひたい。

昨年六月以降、仮処分（神社本庁）、地位確認請求（菅原理事）をそれぞれが裁判に提起したとき、「神社本庁憲章」の存在、いやそれ以上に神社本庁の設立主旨が問はれ、そしてまもなく設立八十周年（令和八年）にならんとする神社本庁の根底を揺るがす事件になるとは想像だにしていなかったのではないのか。それが、双方の主張で明らかになった。どうするんだ、評議員は！、と訴へたい。

問はれてゐるのは、文化庁（一

般的には知事)が認証した規則である「神社本庁庁規」と、宗教団体である神社本庁の「宗教機能に関する規定」を継承し、全会一致で制定された「神社本庁憲章」の優位性が問はれてゐるのである。庁規より上位にある宗教団体として最高法規である神社本庁憲章と、宗教法人下における庁規は、法律的にいづれに優位性があるのかである。

別言すると、庁規より上位にある宗教団体として最高法規である神社本庁憲章と、宗教法人法下における庁規は、法律的にいづれに優位性があるのか、である。

更にいふならば、統理は宗教法人をも包括する宗教団体としての神社本庁を統理する代表であり(宗教法人神社本庁の代表役員は総長。昭和五十四年統理から総長に変更)、そのやうな立場である統理の総長指名権の優位性はあるのか、である。

このたびの事態・問題(騒動)が起るまでは、総長指名に至るまでの経緯として関係者の駆け引きが、あるいはあったとしても前提となる了解事項(暗黙

の了解)として統理の指名を優先して、統理と総長との両方の権威を保全せしめてきた。

今回の場合は、駆け引き並に暗黙の了解などが一致せず、結果的には役員会では議決されたものの統理に指名されない暫定的な総長(田中恆清氏)と、統理の指名した総長(菅原高穂氏)とが並立し、裁判では統理の指名権または役員会の議決の優位性と、「役員会の議」の解釈が問はれてゐるわけである。

審問期日では、裁判長から、「役員会の議決と統理の指名の両方が一致しない限り新しい総長が選任されないといふことになると、双方の歩み寄りがなくなり、前の総長が二年後の改選期まで総長を続けるといふ話になつてしまふ。神社本庁としては、それでも構はないといふことか?」といふ趣旨の質問が発せられたが、内心、呆れてゐる様子だった。

近年の評議員会は、毎回審議時間は長時間を記録してゐるが、その議論の内容は、神社本庁設立以来最低かつ最悪である。議長団の議事進行も同様であるこ

とはいふまでもない。出席評議員の殆どが同様の認識と思ふ。そのことは、駆け引きの結果であるかもしれない。しかし、何より求められるのは、最高議決機関である評議員会を機能させ、神社本庁自らが、今回の問題を解決し、姿勢を糺すべきではないだらうか。

日本は三審制であるゆゑ最高裁まで論争される可能性があるが、神社本庁の本質、すなはち設立主旨、それに基づく精神的規範であり、宗教団体神社本庁の最高規範である神社本庁憲章の理念を、そして神社本庁憲章が定める統理の権限の法的範囲を、裁判所の判断に委ね、それに従ふことだけでよいのか。

それは神社本庁の構成員である神社にかかはる神社総代、責任役員、神職などが議論して、歴史を顧みて将来の行く末を案じて、神社本庁の最高議決機関である評議員会が判断すべきことではないのか。

評議員会において、「神社本庁庁規」と「神社本庁憲章」の関係を踏まへて、統理の権限や総長選出の問題について真摯に議論し、結論を出すべき問題である。全会一致が望ましく、その努力は惜しむべきではないだらう。

もしも、庁規の優位性を認め

れば神社本庁の本質はこれまでの七十有余年の歴史の解釈を根底的に変へることになり、神社本庁が誕生することになるので、それに伴つて根本的な制度改革や新たな神社本庁の存在意義が求められる。

一方、これまでの解釈を継承した神社本庁憲章の優位性を認めるとすれば、庁規優位の論法が出てきた根本原因の追及と二度とこのやうな問題が生じることのないための制度改革や神社本庁の役員会をはじめ神職の教育改革に邁進しなければならぬ。

敬意と親しみを込めて、評議員・斯界の構成員は大いに議論してほしい。

前田孝和

(神社問題研究会主宰。元神社新報社取締役・北海道神社庁参事)

~~~~~  
昨年末のに東京地裁では、「神社本庁憲章」を全く認識しない不見識な判決があり、年末年始の日程不足のなかで控訴の手続きがとられました。

また、櫻井元理事が、理事会の議事録の開示を請求する訴訟も進行してをります。

次号以降でこれらの内容をお傳へする予定です。

## 統理様のもとで

## 神社界の真姿を顕現しよう